

亀山市都市公園内における行為許可等に係る審査基準

令和5年12月1日

(趣旨)

第1条 この基準は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第2条第1項に定める都市公園（亀山市都市公園条例（平成17年亀山市条例第130号）第10条第1項に規定する有料公園施設を除く。以下「都市公園」という。）の適正な管理及び許可事務の統一化を図るため、都市公園における亀山市都市公園条例（平成17年条例第130号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定による行為の許可及び同条第3項の規定による変更の許可に係る審査基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国、地方公共団体等 次のアからウまでに該当するもの
 - ア 国又は地方公共団体
 - イ 独立行政法人又は地方独立行政法人
 - ウ 行政目的遂行のために設置された実行委員会、協議会等で事務局を市が担うもの
- (2) 公共的団体等 次のアからエまでに該当するもの
 - ア 設置について市の意思が関与（補助）している団体：自治会連合会、自治会、シルバー人材センター等
 - イ 市域又は市域を含む一定の区域をもって設置する旨の法的根拠がある団体：農業協同組合、森林組合、消費生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、消防団等
 - ウ 市の事業に大きく関与している団体：観光協会、社会福祉団体、赤十字等の厚生社会事業団体、青年団、PTA、婦人会、老人会、子供会、町内会（地縁団体）、体育協会等の教育文化スポーツ団体等
 - エ アからウまでの団体等の全部又は一部で構成された実行委員会、協議会等
- (3) 学校、福祉施設等を設置し、又は管理する運営団体 次のアからオまでに該当するもの
 - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する設置団体（学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校。同法第124条に規定する専修学校、同法第134条に規定する各種学校の設置団体）
 - イ 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人
 - ウ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
 - エ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する施設その他これ等に類

する施設を管理する運営団体（保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童家庭センター等）

オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条に規定する障害者支援施設を管理する運営団体

（4）個人及びその他の団体 上記各号に規定した団体以外の団体及び個人又は法人（共通審査基準）

第 3 条 条例第 6 条第 1 項の規定による都市公園における行為の許可については、次の各号に掲げる基準により審査するものとし、すべての基準を満たした場合にのみ、申請に対する許可を行うものとする。

- （1）都市公園利用者の通常の利用に支障をきたさない場所及び方法で行われること。
- （2）行為の内容が、他の公園利用者に対し不快感を与えるものでないこと。
- （3）音響、照明機材等により騒音、振動が発生することを抑制するよう配慮される方法で行われること。
- （4）公園の種類、規模、設置目的、利用の実態等に適合するものであること。
- （5）公共の福祉、公序良俗に反しないこと。
- （6）特定の思想を主張するデモ行為を目的とした演説会、講演会、集会や宗教団体の行う布教を目的とした祭礼、集会等に当たらないこと。
- （7）当該許可の申請を行ったものが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずるもののいずれにも該当せず、又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有しないものであること。
- （8）他の法令の許可を要する行為において当該許可を得ていること。
- （9）前各号並びに第 5 条、第 6 条、第 8 条、第 10 条及び第 11 条までの行為別審査基準等の他、公園管理上及び公園周辺に支障を及ぼさないと認められること。

（物品の販売、募金等の定義）

第 4 条 条例第 6 条第 1 項第 1 号における用語の意義は、次に定めるところによる。

- （1）「物品の販売」とは、常設の店舗を構えずに移動しながら商品の販売を行うものをいう。
- （2）「募金」とは、寄付金などを広く一般から募るものをいう。
- （3）「その他これらに類する行為」とは、献血、署名運動、物品や資料等を頒布等するものをいう。

（物品の販売、募金等に係る審査基準）

第 5 条 条例第 6 条第 1 項第 1 号に基づく行為の許可については、第 3 条各号に定める共通審査基準のほか、次に掲げる基準により審査するものとし、すべての基準を満たした場合にのみ、申請に対する許可を行うものとする。

- （1）物品の販売行為については、条例第 6 条第 1 項第 3 号の興行又は同項第 4 号の催し

に付随して行われるものであること。

- (2) 物品の販売を行うに当たっては、商品の内容、種類が公園内での販売として適正なものであり、かつ、販売価格が市場価格と比較して適正なものであること。
- (3) 募金及びその他これらに類する行為を行うに当たっては、実施の趣旨及び使途が明確であって、公益性が認められるものであること。また、実施団体の名称及び連絡先を掲示して行われるものであること。
- (4) 学校、福祉施設等を設置し、又は管理する運営団体が行う場合は、教育上の意義又は社会福祉向上の意義を持って行うものであること。
- (5) 国、地方公共団体等、公共的団体等並びに個人及びその他の団体が行う場合は、地域振興に寄与し、又は社会福祉に貢献するために行うものであること。

(業として行う写真又は映画の撮影に係る審査基準)

第6条 条例第6条第1項第2号に基づく行為の許可については、第3条各号に定める共通審査基準のほか、次に掲げる基準により審査するものとし、すべての基準を満たした場合にのみ、申請に対する許可を行うものとする。

- (1) 撮影時間、範囲及び人数を限って行われるものであること。
- (2) 撮影に当たっては整理員を配置するなど、他の公園利用者に容易にわかるような必要な措置がとられていること。

(興行の定義)

第7条 条例第6条第1項第3号における「興行」とは、観客や参加者を集め、営利の目的で料金を徴して、演劇・音楽などの公演・映画・見世物などを催すものをいう。

(興行に係る審査基準)

第8条 条例第6条第1項第3号に基づく行為の許可については、第3条各号に定める共通審査基準のほか、次に掲げる基準により審査するものとし、すべての基準を満たした場合にのみ、申請に対する許可を行うものとする。ただし、体力・健康づくり、娯楽、学術・文化の向上、教育、社会福祉の向上、地域振興などを目的とした催事は興行ではなく、条例6条第1項第4号の催しとして審査する。

- (1) 当該公園において、興行を行うための可能な場所があること。
- (2) 国、地方公共団体等の主催、共催又は後援の下に行われるものであること。
- (3) 入場料等を徴収する場合は、社会通念上適正な額であること。
- (4) 事前周知の計画が適切であること。
- (5) 予め現地責任者、警察、消防、医療機関等との緊急連絡体制が整えられていること。
- (6) 周辺道路の渋滞や駐車場不足が想定される場合は、そのための必要な措置がとられていること。

(展示会、博覧会等の定義)

第9条 条例第6条第1項第4号における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1)「展示会」とは、美術品、商品、作品、資料などを並べて一般に公開する催しをいう。
- (2)「博覧会」とは、産業、貿易、学術・技芸などの振興・促進のために、種々の産物、文化財などを集めて広く一般に公開する催しをいう。
- (3)「その他これらに類する催し」とは、講演会、シンポジウム、祭礼、盆踊り、各種集会、遠足、各種訓練、撮影会、運動会、レクリエーション大会等の催しをいう。
(展示会、博覧会等に係る審査基準)

第10条 条例第6条第1項第4号に基づく行為の許可については、第3条各号に定める共通審査基準のほか、次に掲げる基準により審査するものとし、すべての基準を満たした場合にのみ、申請に対する許可を行うものとする。

- (1) 当該公園において、催しを行うための可能な場所があること。なお、催しの実施内容に応じて、それ相応の施設が整っているか、利用環境として問題ないかなどを併せて審査する。
- (2) 催しの内容が、次に掲げる目的に応じた、いずれかに該当するものであること。
 - ア 公共的な趣旨のもとに行う催し：国、地方公共団体等が行う都市緑化運動、環境保護等社会意識の向上のために行うもの。
 - イ 体力・健康づくり、娯楽としての催し：ゲートボール、グランドゴルフ、運動会、レクリエーション大会、ウォークラリー、撮影会等
 - ウ 学術・文化向上のために行う催し：展覧会、演奏会、講演会、シンポジウム、コンクール等
 - エ 教育・福祉目的の一環としての催し：学校行事による遠足や校外学習、園外保育等
 - オ 地域振興のために行う催し：お祭り、盆踊り、各種集会等
 - カ 防災意識向上のために行う催し：防災訓練、避難訓練等
 - キ その他公園施策の健全な発達に寄与し、公共の福祉の増進に資する催し
- (3) 入場料等を徴収する場合は、社会通念上適正な額であること。
- (4) 定期的に、又は長期的に行われるものでないこと。ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りでない。
 - ア (2) イに掲げる行為のうち、高齢者の健康増進を目的とした定期的な団体活動については、1週間に3日以内で、許可された最初の使用日から12か月以内のもの
 - イ 国、地方公共団体等又は公共的団体等が公共目的又は地域振興を目的としたもの
- (5) 大規模な催しの開催に当たっては、次に掲げる必要な措置がとられていること。
 - ア 事前周知の計画が適切であること。
 - イ 予め現地責任者、警察、消防、医療機関等との緊急連絡体制や救護体制が整えられていること。
 - ウ 周辺道路の渋滞や駐車場不足が想定される場合は、そのための必要な措置がとられ

ていること。

エ 仮設トイレの設置やゴミ処理等の環境衛生対策が必要と想定される場合は、そのための必要な措置がとられていること。

(6) 集会については、過去に開催された集会等で騒動を引き起こし、暴力的行為又は違反行為を行ったことが明らかな団体又は構成員による開催でないこと。

(その他の行為に関する取扱い)

第 11 条 条例第 6 条第 1 項各号に掲げる行為（以下「使用行為」という。）に関連し実施される行為については、次に掲げる基準により審査するものとする。

(1) たき火等の危険のおそれのある行為について 公園内での火気使用については、使用行為に付随するもので、公園管理上支障がないと認められる範囲において必要最小限のものは許可するものとする。この場合において、申請主体は国、地方公共団体等又は公共的団体等が主催又は共催するものを対象とし、行政庁の許可又は届出を適正に行っていることを確認した上で、安全対策、使用場所等の条件を付して許可するものとする。

(2) 駐車場以外への駐車等について 公園内の駐車場以外への車等の乗入れ又は駐車については、禁止事項となっているため、原則として許可しない。ただし、使用行為に伴うもので、公園使用に当たって必要やむを得ないもののみ許可するものとする。

(3) 野球、ソフトボール、サッカー等の球技について 公園広場等において球技を行うことは、公園の公衆利用の妨げや安全性、また施設管理の観点からも好ましくないため、有料公園施設又は各球技を行う上で必要な施設や利用環境が整っている場所で行うよう指導する。

(4) 広告について 公園内での広告物については、禁止事項となっているが、使用行為に付随するもので、行事の一環として表示し、又は設置されるものは許可の対象とする。

(5) 無人航空機の飛行について 公園内において航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 22 項に規定する無人飛行機を飛行させることについては、使用行為に付随するもので、公園管理上支障がないと認められる範囲において安全が確保されていると認められるものについては許可するものとする。この場合において、申請主体は国、地方公共団体等又は公共的団体等が主催又は共催するものを対象とする。

(6) 動画撮影について 公園内でテレビ番組の撮影及び放送、又は動画投稿サイト等の投稿を目的（個人で利用するものは除く。）とした動画撮影については、公園の公衆利用の妨げや安全性、公園周辺の住民への影響を考慮して、第 3 条及び第 6 条の規定に準じて指導する。

(7) 公園内の喫煙については、原則として敷地内は禁煙であるが、イベント等で喫煙ブースを設ける場合、敷地分煙の徹底と適切な受動喫煙対策をとるよう管理する場合のみ許可するものとする。（亀山市公共施設等の受動喫煙防止対策ガイドライン参照）

(許可事項変更に係る関係規定の準用)

第 12 条 第 3 条、第 5 条、第 6 条、第 8 条、第 10 条及び第 11 条の規定は、条例第 6 条第 3 項の規定による変更の許可について準用する。